

生活保護基準を引き下げないように求める意見書（案）

政府は来年度当初予算案において生活保護基準を引き下げ、年間160億円の削減をめざしている。試算によれば、全体の約7割もの世帯で引き下げとなり、とりわけ都市部の子供のいる世帯や高齢世帯では大幅な引き下げが見込まれている。生活扶助費では10%を超える減額が見込まれる世帯もあり、そのあまりの影響の大きさに減額緩和措置で減額率を5%にとどめるとの措置が講じられるとのことである。さらに母子加算、児童養育加算の引き下げと学習支援費を定額支給から実費支給に切り替えるなど、子どもを抱える世帯の生活の根幹を破壊しかねない。

今回の引き下げは国民のうち所得が最も低い10%（「第1・十分位層」）の消費水準に生活保護基準を合わせる、というものである。しかしながら、最新の研究によると日本での生活保護捕捉率は2割以下であり、「第1・十分位層」の中には生活保護基準以下の生活をしている人たちが極めて多数含まれており、本来憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化するべき生活保護の本旨に合致していない。

さらに、生活保護基準は最低賃金、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動している。そのため保護基準の引き下げは生活保護を利用していない世帯の生活水準をも引き下げることとなり、実際に5年前の引き下げは全国89市区町村での就学援助引き下げという結果を招いた。生活保護基準のさらなる引き下げは、日本全体の貧困化・生活全般の地盤沈下を進めることになりかねない。

第二次安倍政権発足時より、政権は自民党の選挙公約に従い生活扶助基準、住宅扶助基準、冬期加算の削減を強行してきた。今回のさらなる生活保護基準削減は、生活保護世帯を一層追い詰めるものであり断じて許容することは出来ない。

よって、政府においては平成30年における「生活保護基準削減」を撤回し、捕捉率の改善を行う等「最後のセーフティネット」としての役割の充実を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣 あて